

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在で標準的なもの)

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
40 時間	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時から 12 時 45 分	土曜日 日曜日

(2) 年次休暇の状況 (平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日)

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
2,040 日	533 日	55 人	9.7 日	26%

※町長部局のうち、勤務時間が 8 時 30 分から 17 時 15 分の職員で、新規採用者と育児休業者を除く。

(3) 休暇等の種類 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容	備 考	
年次有給休暇	1 年ごとに 20 日とし、20 日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。		
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間	疾病の区分に応じた期間は有給	
特 別 休 暇 (主なもの)	産前・産後休暇	出産予定日の 8 週間前から出産の日まで(多胎妊娠にあつては 14 週間以内)及び出産の日から 8 週間を経過する日までの期間	有給
	配偶者出産休暇	2 日以内の期間	有給
	つわり休暇	10 日以内の期間	有給
	生理休暇	その都度 2 日以内の期間	有給
	忌引休暇	職員の親族が死亡したとき。 例：配偶者 10 日以内 血族父母 7 日以内 血族祖父母 3 日以内 血族孫 1 日以内 血族兄弟姉妹 3 日以内など	有給
	夏季休暇	5 日以内	有給
	ボランティア休暇	1 年に 5 日以内	有給
	結婚休暇	連続する 7 日以内	有給
	育児時間休暇	生後 1 年未満の子を育てる職員が、必要と認められる授乳等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。女子職員 (1 日 2 回、1 回 45 分以内)、男子職員 (1 日 2 回、1 回 30 分以内)	有給
	父母の祭日休暇	その都度 1 日以内の期間	有給
ドナー休暇	骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供を行う場合必要と認められる期間	有給	
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給	
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	有給	
介 護 休 暇	負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり親族を介護しなければならないとき。連続する 6 月を限度として必要と認められる期間	無給	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況 (平成 19 年度)

処分の種類	処分者数	内 容
分 限 処 分	0 人	分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な適格性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分。
懲戒処分	免 職	0 人
	停 職	0 人
	減 給	0 人
	戒 告	0 人

5 職員のサービスの状況 (平成 19 年度)

※ 地方公務員法第 30 条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされている。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、次のように職員には様々な義務や制限が課せられている。

区分・内容	内 容	違反者
命 令 に 従 う 義 務 (地公法第 32 条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0 人
信用失墜行為の禁止 (地公法第 33 条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0 人
秘密を守る義務 (地公法第 34 条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0 人
職務に専念する義務 (地公法第 35 条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務に専念しなければならない。	0 人
政治的行為の制限 (地公法第 36 条)	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0 人
争議行為の禁止 (地公法第 37 条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0 人
営利企業等への従事制限 (地公法第 38 条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0 人

E 特別職の報酬等の状況 (20年4月1日現在)

区分		給料月額等	区分				給料月額等		
給料	町長	519,000円 (742,000円)	期末手当	町長	(19年度支給割合) 3.35月分			(19年度支給割合) 3.35月分	
	副町長	401,000円 (573,000円)		副町長					
報酬	議長	276,000円		退職手当	議長	(算定方式)			(1期の手当額)
	副議長	240,000円	副議長						
	議員	222,000円	町長		519,000円×在職月数×0.48	1,195万円	任期毎		
				副町長	401,000円×在職月数×0.29	558万円	任期毎		

- (注) 1. 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

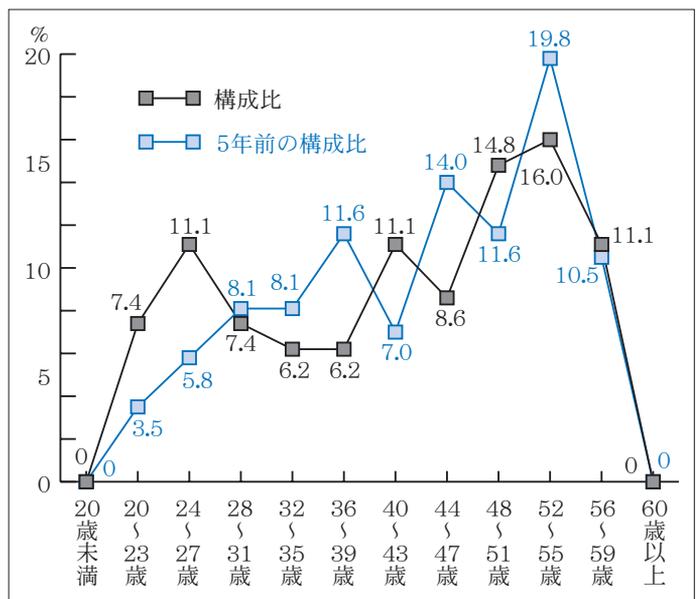
F 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成19年	平成20年	
普通会計部門	議会・総務	24	24	0
	議会	2	2	0
	総務	22	22	0
	税務	6	6	0
	福祉	19	19	0
	民生	15	15	0
	衛生	4	4	0
	経済	6	6	0
	労働	0	0	0
	農林水産	5	5	0
	商工	1	1	0
	土木(建設)	6	6	0
	計		61	61
公営企業等会計部門	教育部門	15	14	▲1
	消防部門	0	0	0
	小計	76	75	▲1
合計	病院	0	0	0
	水道	0	0	0
	交通	0	0	0
	下水道	2	2	0
	その他	4	5	1
小計	6	7	1	
合計		82	82	0
		[91]	[91]	0

- (注) 1. 職員数は一般職に属する職員数である。※教育長を含む。
 2. []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	9人	6人	5人	5人	9人	7人	12人	13人	9人	1人	82人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標
 ※教育長を除く。

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
86人	79人	▲7人	8.1%

(参考) 広野町行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間	数値目標	
		始期
平成17年4月1日	平成22年3月31日	8.1%の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

部門	区分	16年計画前年	17年1年目	18年2年目	19年3年目	20年4年目	17年～20年計	(参考)数値目標
		一般行政(公営企業等含む)	職員数	71	69	68	67	68
増減	▲2	▲1	▲1	1	▲3			
教育	職員数	14	14	15	15	14	—	
	増減	0	1	0	▲1	0		
計	職員数	85	83	83	82	82	—	
	増減	▲2	0	▲1	0	(60.0%)		

- (注) 1. 計画期間は、17年～22年の5年間である。(派遣職員は除く)
 2. (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3. 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。